

チケット不正転売禁止法をわかりやすく！Q&A

【チケットを購入する消費者編】

チケットを購入する消費者の皆様、チケットを販売する興行主（イベント主催者）の皆様が、チケット不正転売禁止法について正しく理解し、ライブやコンサートなどの文化芸術イベントに安心して参画していただけるよう、よくある質問事項をQAの形でまとめました。

(Q 1)

結局、チケット不正転売禁止法では何が禁止されているのでしょうか？

(答)

チケット不正転売禁止法では、特定興行入場券（詳しくは、「イベント主催者編」を参照）の「不正転売」が禁止されています。

「不正転売」とは、イベント主催者の同意を得ないで、

- ・定価を超える価格で転売すること
 - ・業として（=繰り返し転売する反復継続性の意思が伺える）転売すること
- の2つの要件を満たした転売行為のことを指します。

たった1回の不正転売行為でも、繰り返し転売しようとしていた意思が伺える場合には、その時点で、業として転売していると判断される可能性があります。つまり、個人であっても、組織であっても、「定価の少し上乗せであれば大丈夫」、「1回だけなら大丈夫」と思って、不正転売を行ってしまうと、それだけでチケット不正転売禁止法違反に当たる可能性があります。

(Q 2)

もし不正転売されたチケットを購入してしまったら、どうなるのでしょうか？

(答)

不正転売されたチケットを購入することで、不利益を被る可能性があります。具体的には、チケットが手元に届かない、会場に入れない、入場後に退場を求められるなどのトラブルに巻き込まれたり、イベント主催者から、損害賠償請求や刑事告訴されたりする可能性があります。

(Q 3)

自身が購入したチケットを定価や定価以下で転売することは問題ないのでしょうか？

(答)

「Q 1」の（答）で記したとおり、「不正転売」とは、イベント主催者の同意を得ないで、

- ・定価を超える価格で転売すること
- ・業として（=繰り返し転売する反復継続性の意思が伺える）転売すること

の2つの要件を満たした転売行為のことを指しますので、定価や定価以下で転売したからと言って、ただちにチケット不正転売禁止法違反となるわけではありません。
ただし、イベント主催者が定めるガイドラインや規約によっては、「購入者本人以外は入場できません」、「興行主の同意のない譲渡は有償・無償を問わず禁止します」などといった規定が置かれていることもあります。定価や定価以下の転売、さらには無償の譲渡であっても、ガイドラインや規約違反として不利益を被る可能性があります。イベント主催者が定めるガイドラインや規約等をご確認ください。

(Q 4)

転売サイトに出品されているチケットを購入したり、自身が購入したチケットを転売サイトに出品したりすることは問題ないのでしょうか？

(答)

転売サイトでは、様々なイベントのチケットが出品されていますが、これらはイベント主催者が認めた正規販売ではありません。このため、これらを購入して利用しようとした場合、イベント主催者が定めるガイドラインや規約違反として、イベント会場への入場拒否や途中退場、損害賠償請求などの不利益を被る可能性があります。なお、チケットの券面に、「購入者本人以外は入場できません」、「興行主の同意のない譲渡は有償・無償を問わず禁止します」などといった文言が記載されている場合には、そのようなルールを知らなかつたと主張することは難しくなります。

また、こうしたチケットを転売サイトに出品する行為も、上記のように、チケット不正転売禁止法違反となり刑事罰を科される可能性があります。また、購入者本人しか利用することができない特定興行入場券（チケット）を不正に第三者に転売し、利用させようすることは多くの問題を含み、イベント主催者が定める

ガイドラインや規約違反となるだけでなく、刑事・民事で責任追及される可能性があります。

(Q 5)

チケットの不正転売を減らすために、チケットを購入する消費者が心がけることは何でしょうか？

(答)

例えば、

- ・チケットの申込みは、真に必要な枚数だけにする
 - ・複数アカウントを使ってチケットを買わない
 - ・転売サイトを利用しない
 - ・怪しい高額出品のチケットを見つけた場合にはイベント主催者に通報する
 - ・イベントに行けなくなってしまった場合には、イベント主催者が案内する公式リセールサービス等を利用する
- などが考えられます。

こうした心がけが、チケットの不正転売を減らすことに繋がります。こうした行動の積み重ねこそが、アーティストや文化芸術関係者の皆様を心から応援するエールとなります。そして、アーティストや文化芸術関係者の皆様が、安心して、文化芸術活動に取り組めるようになることで、私たちも、より豊かな文化芸術体験を享受することができるようになります。

【本件連絡先】
文化庁文化経済・国際課
Tel : 03-6734-4528
Mail : ticket-bunka@mext.go.jp